

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1			別表第1		
機 関	事 務		機 関	事 務	
区長	1～31〔略〕		区長	1～31〔略〕	
	31の2 墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成19年3月22日18墨福衛保第1682号）による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの			〔新設〕	
	32～34〔略〕			32～34〔略〕	
教育委員会	〔略〕		教育委員会	〔略〕	
別表第2			別表第2		
機関	事 務	特定個人情報	機関	事 務	特定個人情報
区長	1～35の2〔略〕		区長	1～35の2〔略〕	
	35の3 墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		〔新設〕	
	36～39〔略〕			36～39〔略〕	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。